時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ニ到着シ直ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（府貫）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

風俗取締

近來政府の筋に於ては風俗取締談を催して當局者は殊に嚴密に注意する決心ありと云ふ我輩は元來今の社會の弊風に堪へざるを以て一日も早く其正に反らんことを希望して止まざるものなれども當局者の所謂風俗の取締とは如何なる邊に向て最も注意する積りなるや抑も社會の弊源は果して此に在りと認めて其弊を正さんとするものなるや或は末源の醜體見るに堪へずとして唯その目に餘るものを取締らんとするの考なるや此二種の區別は最も注意を要す可き所のものなり聞く所に據れば今度の計畫は先づ下流より手を入れ次第に上流にも及ぼす見込のよしにて既に着手したる處少からずと云へば社會の弊源は果して上流に在るの事實をも認定したるものゝ如し抑も下流の不體裁は上流の濁を傳ふるものに外ならざれば其不體裁を取締るには併せて其源の濁を清むるみと固より必要なれども實際に於て果して能く其目的を達す可きや否や聊か疑はざるを得ず當局者の意見に於ては此事を行ふに先づ下流より着手して其手段は行政の處分を以てすることあらん即ち卑の着手に先後の差あるそれども上流と下流との別なく一般に行政處分に問はんとするみとおらん其目的は敢て不可なきが如くなれども我輩の所見を以てすれば斯る手段を以て社會の弊風を一掃せんとする其結果は唯一時に人心を騷がすのみにして實効は保證す可らざるものゝ如し如何となれば取締の及ぶ所は自から限りあるが故に上流下流ともに同一の筆法を以て之に臨むときは其處分は勢一方に嚴にして一方に寛なるの奇態を現じ爲めに社會の不平を釀すみとある可ければなり社會の惡風は其源を上流に發しながら上流の醜體は裡面に隱伏して容易に人の耳目に觸れざるに反し下流の不體裁は寧ろ異卒にして外に現はれ易く餘所の見る目にも餘るが故に取敢へず之を取締らざる可らず即ち其取締には行政處分を要する所以なれども上流の場合は之に異にして一概に行政の處分を以て正す可らざるものあり例へば今の風俗上に取締を要するものは賭博賣淫の類にして是等の醜事は社會の下流に行はれて其醜を外に表白する者あれども上流の不體裁は內實甚しきものあるも常に隱微の間に行はれて外より之を窺むるを得ず故に若しも嚴重に之を正さんとして會釋もなく其隱微を發くみともあらんには却て意外の邊に不都合を生じ當に其目的を達するみと能はざるのみならず非常の差支を見るに至る可し德川幕府の近代に至り時の流弊を改め殊に風俗の取締に注意したるは老中松平越前守（白川樂翁公）同じく水野越前守の二人にして前者は能く其目的を達し後者は終を全ふするみと能はずして止みたり評者の尋を聞くに寬政度の改革（即ち前者）は當局者が自から其身を修めて政府の上流全體に及ぼしたるが故に世間に之を誹謗するもの少なくして目的を達したれども天保度の改革（即ち後者）に至りては上に寬にして獨り下に嚴なりしが故に一般の不平甚しく其目的の如何に拘らず世間の人望を失ふて敗れたるものなりと云ふ今もし上流の弊源を其儘にして獨り下流の取締のみを嚴にせんか恰も天保度の覆轍を再演するが如きのみならず今日は行政警察の仕組も大に整頓して幕府の時代と同日の談に非ざれば當局者が銳意ふれに從事するときは其事實に現はるゝ處は非常に嚴にして一般の怨を買ふみと一層深からざるを得ず經世家の事にあらざるが如し左れば今の風俗の取締に注意して下流より上流に及ぼし次第に弊源をも消めんとする其目的は敢て間然す可きに非ざれども我輩を以て實際の成行を想像すれば其結果たる一方に嚴にして一方に寬に本末輕重ろの釣合を得ずして遂に一般の怨を買ふに止まり其計畫も亦中途にして廢せんみとを恐るゝものなり如何となれば上流の隱微に立入り其不體裁を制するは到底行政上の力の及ばざる所あるに反して下流の取締の嚴密に行屆く可きは實際に免れざる所なれば故に風俗取締の要を云へば下流の一方には所謂御大法の筆法を以て先づ其醜體の目に餘る程のものを制するに止め更に方向を轉じて上流の弊源に精神を注ぐみと肝要なる可し即ち當局者自身は勿論、政府部內の風紀を嚴肅にして從來間々あるが如き苟も政府の官吏に上流社會に及ぼして所謂貴顯紳士の體面を清潔にし先づ上流の弊源を一洗したる上にて下流に臨むべき若しも然らずして單に行政の處分のみを以て一般社會の風俗を正さんと するときは徒らに人民の怨を買ふて事實に益なきのみならず或は毎度の例の如く其目的も種々の故障に遇ふて中途にして廢せんみと我輩が銳に掛けて明に就る所なり

官報

○司法省令第十二號

地方裁判所支部中木更津、下妻、新發田、洲本、鰐町、山部、篠山、高梁、玉陽、小松、西條、上野、三次、萩、鴨原、唐津、草田、石卷、鶴田ノ各支部ヲ廢シ地方裁判所支部及管轄表中左ノ通改定ス

支部	管轄區域
中津	中津　玉津　豆田
鶴岡	鶴岡　酒田

明治二十四年十月三日　司法大臣子爵田中不二麻呂

○司法省訓令第十一號

本年幣省令第十二號ヲ以テ支部改置及ヒ廢止ニ付審理中ニ係ル事件ハ其權限ニ從ヒ管轄裁判所ニ引繼ク可シ

明治二十四年十月三日　司法大臣子爵田中不二麻呂

○農商務省訓令第四十一號

來ル明治二十五年二月開會スヘキ勸業會ハ休會ス

明治二十四年十月三日　農商務大臣陸奧宗光

○臨時博覽會事務局訓令第一號

北海道廳　府縣

北米合衆國シカゴ府ニ開設スルコロンブス世界博覽會出品ニ關シ其地方出品事務ヲ處理スル爲メ臨時博覽會事務委員ヲ設ケ道廳府縣官吏及實業者ノ內ヨリ適任ト認ムル者若干人ヲ選ミ委員トナシ地方長官委員長タルヘシ

委員長ハコロンブス世界博覽會ニ關スル諸般ノ規定ニ依リ其地方出品ニ必要ナル方案ヲ定メ且ツ本年（六月）農商務省告示第五號及臨時博覽會事務局告示第一號ノ要旨ニ依リ明治二十五年一月三十一日迄ニ左ノ書式ニ從ヒ其地方出品概目錄ヲ徵收シ臨時博覽會事務總裁ニ報告スヘシ

臨時博覽會事務總裁

明治二十四年十月三日　農商務大臣陸奧宗光

（出品概目錄書式）

第何部	出品者氏名（氏名ハ片假名ニテ	物品名	員數	價額（概算）	備考
第何部	出品者氏名（氏名ハ片假名ニテ	物品名	員數	價額（概算）	備考

（出品概目錄）

右之通

月　日

道廳府縣何區何郡何町村無業（但寄留人ハ寄留地）

何某　印

臨時博覽會事務局告示第一號（明治二十四年十月二日）

明治二十六年北米合衆國シカゴ府ニ開設スルコロンブス世界博覽會ニ普通商品美術品及美術工藝品ヲ出品セント欲スル者ハ左ノ要目ニ依ルヘシ

一　普通商品ハ實易ノ標本トナリ廣告トナルヲ以テ目的トナシ精粗ノ別ナシ

一　角觝　撃劍　輕業　手品　足藝　力持　曲馬　犬藝　猿藝　獨樂　人形　太神樂　獅子　パノラマ　其他諸種ノ技藝動物等ノ類

二　自動機械及動機械繫ノ模造其他大型高價等差違ニ供スル機械物ノ類

第一條　觀物場ハ左ノ場所ニ非ラサレハ常設スルコトヲ許サス但假設ニ係ル場ノ此限ニアラス

一　浅草公園第六區

二　特許ヲ得タル場所

第三條　觀物場ハ學校病院其他必要ト認ムル場所ニ對シ適當ノ距離ヲ取ラルルコトアルヘシ

第四條　路上觀物ハ神佛祭典練日等ノ際從前ノ慣行アル場所ノ外開設スルコトヲ許ス

第五條　路上觀物興行ヲ爲サントスル者ハ族籍住所氏名年齡及路上觀物出場印ヲ受クヘシ

木札ハ他人ニ貸與スヘカラス興行中之ヲ腰帶スヘシ

第六條　木札ヲ遺失毀損シ又ハ族籍住所氏名ニ異動ヲ生シ若クハ廢業シタルトキハ其旨屆出場印又ハ消印ヲ受クヘシ

第七條　觀物場ハ路上觀物場ヲ除クノ外設置ス

記シ所轄警察署ノ經ヲ警視廳ニ願出免許ヲ受ケルトキ亦同ノ

一　建物ノ國有場所ノ構造ノ仕樣書

二　建物ノ國有場所ノ構造ノ仕樣書

三　觀客ノ定員

一　敷ノ家屋ヲ代用セントスル者ハ願書ニ其旨ヲ記スヘシ

第八條　第七條ノ構造組成シタルトキハ左ノ書類ヲ觀物場ニシテ一敷ノ家屋ヲ代用シタルモノ

一　常設場ニ在テハ警察署ノ經ヲ警視廳ニ願出檢査ヲ受ケシムルコトヲ得ス

二　假設場ニ在テハ所轄警察署ニ屆出檢査ヲ受ケシムルコトヲ得ス

第九條　免許ヲ得タル後正當ノ事由ナクシテ休場スヘカラス

又ハ常設場ニシテ六箇月以上休場シタルトキハ免許ヲ取消ス

第十條　檢査證面ニ異動ヲ生シ又ハ遺失毀損シタルトキハ其事由ヲ經ヲ警視廳ニ屆出其書換又ハ再交付ヲ請フヘシ

第二章　構造制限

第十一條　常設觀物場ハ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一　建物ノ屋上ハ金屬瓦石類ヲ以テ葺キ木板ヲ用ヒサルヘシ

二　機械ヲ設クルトキハ其床ハ方一尺ニ付五貫目ヲ堪ヘサルヘシ

但二階又ハ三階ノ機械ハ其床上ト天井トノ間ニ

上ノ距離ヲ取ルヘシ

第十二條　常設觀物場ハ土地ノ狀況又ハ構造ニ從ヒ右ニ相當ノ空地ヲ置カシメ又ハ特ニ非常口ヲ設クルコトアルヘシ

第十三條　假設觀物場ハ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一　建物ハ獨立ニナスヲ得但其周圍ハ板塀ヲ設クルモノハ板又ハ天幕布類ヲ結繞其他客席ヲ設クトキハ繼目ヲ密ニ結束スヘシ

第十四條　第一條第二項ノ種類ニ係ル建築ルモノアルトキハ其方法ニ指示ヲ受クヘシ

第十五條　路上觀物場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一　觀物場ノ周圍ハ繼布類ヲ以テ之ヲ圍繞シ

二　消防ノ爲メ三間以上ノ場所ニ在テハ

三　使用區域ハ下水溝ヲ起算シ幅員五間

四　間又五間以上ハ出幅一間三尺以內ニ

人道車馬道ノ區別アル場所ニシテ幅

馬道幅ヲ出幅五尺以內ニ

五　他ノ觀物場又ハ興行等ノ間ハ適宜ノ

六　人ノ家屋前ニ係ルトキハ其居住人ノ

七　地盤ヲ掘鑿シタルトキハ經費ノ

段ノ構造ハ之ヲ準用ス

八　興行ヲ終リタルトキハ直ニ其構造ヲ

第十六條　第十五條制限內ノ場所ト雖モ警視廳ノ

認ムルトキハ其興行場ヲ取拂ハシム

第三章　興行及場內制限

第十七條　觀物（路上觀物ヲ除ク）興行ヲ爲サントスル者ハ

記シ所轄警察署ノ經ヲ警視廳ニ願出免許

官廳届出ハ假設ニ係ル興行期限ハ六十

一　場所並觀物ノ種類及其方法

二　興行期限及時間

外國人ヲ雇ハシ興行ヲ爲サントスル者ハ

ノ旨ヲ添フヘシ

第十八條　猛獸ノ動物類ハ其檻柵及觀覽

場ヲナス

第十九條　猥褻ノ物品若クハ其他風俗ニ害ア

第二十條　猥褻又ハ大道具類ノ使用シ演劇類

第二十一條　驚人ノ休息所ニ客ヲ入レ若クハ

ラス

第二十二條　何等ノ名義ニ拘ハラス抽籤等ヲ

爲サヲラス（カラス）

第二十三條　觀覽物ト相違シタル者板ヲ掲

第二十四條　觀覽料其他請求ヲ全額ハ

レ

第二十五條　過行人ニ對シ客ヲ誘ヒ觀覽ヲ勸メ

他觀客ノ求メタル物品ヲ出ス（カラス）

第二十六條　興行時間ハ特ニ制限スル場所

限リトス

第二十七條　場內其他觀覽所等ハ時々掃除ヲ

臭劑ヲ撒布スヘシ

第二十八條　警視廳ハ臨時警察官吏ヲシテ

又ハ構造上危害ノ虞アリト認ムルトキハ

第七條　觀物場（路上觀物場ヲ除クノ外）設置シ所轄警察署ノ經ヲ警視廳ニ願出免許ヲ受ケルトキ亦同ノ

一　建物ノ國有場所並構造ノ仕樣書

二　觀客ノ定員

一　敷ノ家屋ヲ代用セントスル者ハ願書ニ其旨ヲ記スヘシ

第八條　第七條ノ構造組成シタルトキハ左ノ書類ヲ觀物場ニシテ一敷ノ家屋ヲ代用シタルモノ

一　常設場ニ在テハ警察署ノ經ヲ警視廳ニ願出檢査ヲ受ケシムルコトヲ得ス

二　假設場ニ在テハ所轄警察署ニ屆出檢査ヲ受ケシムルコトヲ得ス

第九條　免許ヲ得タル後正當ノ事由ナクシテ休場スヘカラス

又ハ常設場ニシテ六箇月以上休場シタルトキハ免許ヲ取消ス

第十條　檢査證面ニ異動ヲ生シ又ハ遺失毀損シタルトキハ其事由ヲ經ヲ警視廳ニ屆出其書換又ハ再交付ヲ請フヘシ

第二章　構造制限

第十一條　常設觀物場ハ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一　建物ノ屋上ハ金屬瓦石類ヲ以テ葺キ木板ヲ用ヒサルヘシ

二　機械ヲ設クルトキハ其床ハ方一尺ニ付五貫目ヲ堪ヘサルヘシ

但二階又ハ三階ノ機械ハ其床上ト天井トノ間ニ

上ノ距離ヲ取ルヘシ

第十二條　常設觀物場ハ土地ノ狀況又ハ構造ニ從ヒ右ニ相當ノ空地ヲ置カシメ又ハ特ニ非常口ヲ設クルコトアルヘシ

第十三條　假設觀物場ハ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一　建物ハ獨立ニナスヲ得但其周圍ハ板塀ヲ設クルモノハ板又ハ天幕布類ヲ結繞其他客席ヲ設クトキハ繼目ヲ密ニ結束スヘシ

第十四條　第一條第二項ノ種類ニ係ル建築ルモノアルトキハ其方法ニ指示ヲ受クヘシ

第十五條　路上觀物場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一　觀物場ノ周圍ハ繼布類ヲ以テ之ヲ圍繞シ

二　消防ノ爲メ三間以上ノ場所ニ在テハ

三　使用區域ハ下水溝ヲ起算シ幅員五間

四　間又五間以上ハ出幅一間三尺以內ニ

人道車馬道ノ區別アル場所ニシテ幅

馬道幅ヲ出幅五尺以內ニ

五　他ノ觀物場又ハ興行等ノ間ハ適宜ノ

六　人ノ家屋前ニ係ルトキハ其居住人ノ

七　地盤ヲ掘鑿シタルトキハ經費ノ

段ノ構造ハ之ヲ準用ス

八　興行ヲ終リタルトキハ直ニ其構造ヲ

第十六條　第十五條制限內ノ場所ト雖モ警視廳ノ

認ムルトキハ其興行場ヲ取拂ハシム

第三章　興行及場內制限

第十七條　觀物（路上觀物ヲ除ク）興行ヲ爲サントスル者ハ

記シ所轄警察署ノ經ヲ警視廳ニ願出免許

官廳届出ハ假設ニ係ル興行期限ハ六十

一　場所並觀物ノ種類及其方法

二　興行期限及時間

外國人ヲ雇ハシ興行ヲ爲サントスル者ハ

ノ旨ヲ添フヘシ

第十八條　猛獸ノ動物類ハ其檻柵及觀覽

場ヲナス

第十九條　猥褻ノ物品若クハ其他風俗ニ害ア

第二十條　猥褻又ハ大道具類ノ使用シ演劇類

第二十一條　驚人ノ休息所ニ客ヲ入レ若クハ

ラス

第二十二條　何等ノ名義ニ拘ハラス抽籤等ヲ

爲サヲラス（カラス）

第二十三條　觀覽物ト相違シタル者板ヲ掲

第二十四條　觀覽料其他請求ヲ全額ハ

レ

第二十五條　過行人ニ對シ客ヲ誘ヒ觀覽ヲ勸メ

他觀客ノ求メタル物品ヲ出ス（カラス）

第二十六條　興行時間ハ特ニ制限スル場所

限リトス

第二十七條　場內其他觀覽所等ハ時々掃除ヲ

臭劑ヲ撒布スヘシ

第二十八條　警視廳ハ臨時警察官吏ヲシテ

又ハ構造上危害ノ虞アリト認ムルトキハ

第二十九條　第二十八條第五條第六條第七

七條第十八條第十九條（輕罪ニ當ル場合ハ

二十二條第二十三條第二十四條第二十五

レタル者ハ刑法第四百二十八條第五項ニ

警察令第十五號參照

東京警視本署甲第二十二號事達（明治十

陸軍ノ物興行期ノ場自今場所指定ノ期

ルカ又ハ他類類興行場等ニテ直ニ開場

行日數ノ區別ヲ期番（記載可致此旨布達

第二十九條　第二十八條第五條第六條第七

七條第十八條第十九條（輕罪ニ當ル場合ハ

二十二條第二十三條第二十四條第二十五

レタル者ハ刑法第四百二十八條第五項ニ

警察令第十五號參照

東京警視本署甲第二十二號事達（明治十

陸軍ノ物興行期ノ場自今場所指定ノ期

ルカ又ハ他類類興行場等ニテ直ニ開場

行日數ノ區別ヲ期番（記載可致此旨布達

○上野停車場間運轉時刻　上野發　午前六時、八時五十分、十一時十分、午後二時十分、五時四十分、九時十分、十一時五十分　○高崎發（下り）　午前六時十分、午後零時十五分、三時九分、九時九分、○（上り）　午前六時二十分、九時十分、午後零時十五分、三時十二分、九時十一分、○前橋發（上り）　午前六時、八時五十五分、十一時五十分、午後二時五十分、五時五十分

○上野停車場間運轉時刻　上野發　午前六時、八時五十分、十一時十分、午後二時十分、五時四十分、九時十分、午後零時十五分、三時九分、九時九分、○（上り）　午前六時二十分、九時十分、午後零時十五分、三時十二分、九時十一分、○前橋發（上り）　午前六時、八時五十五分、十一時五十分、午後二時五十分、五時五十分

○水戸停車場間運轉時刻　上野發　午前六時、七時十五分、○（上り）　午前七時十四分、午後二時十四分、七時三十分、○（下り）　午前六時十分、午後三時十分、六時三十分

○上野停車場間運轉時刻　上野發　午前六時、八時五十分、十一時十分、午後二時十分、五時四十分、九時十分、午後零時十五分、三時九分、九時九分、○（上り）　午前六時二十分、九時十分、午後零時十五分、三時十二分、九時十一分、○前橋發（上り）　午前六時、八時五十五分、十一時五十分、午後二時五十分、五時五十分

○水戸停車場間運轉時刻　上野發　午前六時、七時十五分、○（上り）　午前七時十四分、午後二時十四分、七時三十分、○（下り）　午前六時十分、午後三時十分、六時三十分